

## 第5章 会計事務職員に対する検定

### 第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成29年10月から30年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは6件802,097円である。これに繰越し分5件3,975,567円を加えて、処理を要するものは11件4,777,664円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは5件802,098円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
法	務省	4	16	—	—
外	務省	4	792	4	792
厚生	労働省	1	10	1	10
防	衛省	2	3,959	—	—
	計	11	4,777	5	802

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものである。

## 第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成29年10月から30年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受取したものは11,936件 2,123,845,600円である。これに繰越し分131件 2,824,225,517円を加えて、処理を要するものは12,067件 4,948,071,117円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは11,991件 3,859,536,490円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	30	5,998	30	5,998
裁 判 所	59	3,332	55	3,332
会 計 検 査 院	4	287	4	287
内 閣	15	11,457	14	11,457
内 閣 府	990	299,913	988	299,205
総 務 省	4	1,411	4	1,411
法 務 省	411	47,872	408	47,740
外 務 省	223	41,473	222	41,422
財 務 省	7,725	88,131	7,725	88,131
厚 生 労 働 省	316	396,311	308	381,202
農 林 水 産 省	337	142,750	334	141,849
経 済 産 業 省	187	2,021	187	2,021
国 土 交 通 省	266	337,499	249	252,029
環 境 省	35	36,463	32	32,147
防 衛 省	1,465	3,533,145	1,431	2,551,298
計	12,067	4,948,071	11,991	3,859,536

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、試験中又は訓練中に魚雷等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの 1件 63,906,818円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 10,678件 1,873,454,130円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,312件 1,922,175,542円

(検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、海上自衛隊の物品管理職員が、エアクッション艇の予備品について、当該予備品を梱包していた外装木箱に異なる物品の物品番号等が記載されていたことから不用品であると誤認して、売払いによる処分を行い国に損害を与えた事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。